

**平成23年度における環境の状況並びに  
豊かな環境の保全及び創造に関して講じ  
た施策**

平成 24 年 9 月

大 阪 府

## 目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第 1 章 計画的な環境政策の推進	1 3
第 2 章 各分野において講じた施策	
I 府民の参加・行動	1 7
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	1 9
II-2 資源循環型社会の構築	2 3
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	2 6
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1）	2 9
健康で安心して暮らせる社会の構築（2）	3 3
健康で安心して暮らせる社会の構築（3）	3 6
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	3 9
IV 施策推進に当たっての視点	4 3
（参考）新環境総合計画の中期的目標と進捗状況	4 6
第 3 章 講じた施策事業の点検・評価（毎年度サイクル）	4 8
巻末資料	
1. 部局別環境関連主要事業費（決算（見込み）額）	6 3
2. 環境保全目標	6 4



## はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第 10 条の規定により、2011 年度（平成 23 年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2011 年度の府内の環境の状況については、大気中の光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を除き、環境保全目標を達成しています。また、河川の汚濁指標である BOD については、環境保全目標を達成できていない水域が一部残っていますが、引き続き改善傾向にあります。

本府といたしましては、環境保全目標の達成・維持に向け、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車対策等の発生抑制と合わせて、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定体制を整備したほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策にかかる普及啓発等の取組などを実施しました。また、自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール 3% 混合ガソリン（E3）の実証事業や中小事業者向けの省エネ・省 CO<sub>2</sub> 対策の支援事業、循環型社会推進計画の策定、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向けた取り組み等、様々な施策を実施しました。

一方で、府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動を拡大します。また、新環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、PDCA サイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

本報告では、主な環境の状況と 2011 年度に講じた主な施策・事業とその決算見込み額について記載しています。

なお、＜基礎資料＞として、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算見込み額の一覧表をホームページに掲載しています。